



# 森林・林業白書

## 平成13年度

# 森林の多面的機能に着目

## 自然環境における森林の役割を解説



〔解説〕

### ◆森林をめぐる比較文明論

〔森林と国民との新たな関係の創造に向けて〕

まず今回の白書では、森林と文明社会との関係についての歴史的な考証を平易な文章で展開している。世界最古の文明といわれるシュメール(メソポタミア)文明は、チグリス・ユーフラテス川の上流域の森林伐採により、洪水が発生したり灌漑地が荒廃するなどし、作物が減少していったことで衰退したとされる。また古代ギリシア文明も、都市化に伴って森林が農地に取って代わり、やはり土壌が劣化し衰退した。白書はこのほかにも、いくつかの文明の繁栄と衰退を森林伐採との関係から考察し、「文明は森林を消費しながら発展し、これを伐り尽くすことによつて衰退したと言つても過言ではない」と結論付けている。

その上で、自然保護団体の「世界自然保護基金」(WWF)による調査として、人類が農耕や牧畜によつて自然環境に手を加えるようになる以前の、今から八千年から一万年前には、気候条件を現在と同じと仮定した場合、世界の森林面積は現在の二倍あったとの推定を紹介。また、一九九〇年以降の十年間だけでも、年間平均九百万ヘクタールの森林が世界で減少したとの国連食糧農業機関(FAO)調査を引用している。同調査によれば、森林面積が増加したのはヨーロッパだけで、アジア地域でも年間平均三十六万ヘクタール余

政府はこのほど、「平成十三年度森林及び林業の動向に関する年次報告」(森林・林業白書)をまとめた。平成十三年度は林業基本法が三十七年ぶりに大幅改正され、「森林・林業基本法」として再スタートした節目の年に当たる。森林・林業基本法は、木材生産を主眼とした従来政策から、森林の持つ多面的機能の発揮と林業の持続的かつ健全な発展とに軸足を置いた政策に転換することを基本理念にしている。このため今回の白書は前回までの「林業白書」から「森林・林業白書」に名称変更され、自然環境における森林の役割と重要性が多角的に解説されているのが特徴だ。



白書は大きく二部構成。第一部は、「森林と国民との新たな関係の創造に向けて」「森林の多面的機能の持続的な発揮に向けた整備と保全」「林業の健全な発展を指して」「木材の供給と利用の確保」「国有林野事業における改革の推進」の各テーマで構成され、温室効果ガスの吸収源としての適切な森林整備や木材利用の推進、林業の発展を通じて健全な森林を将来の世代に引き継ぐことの重要性を訴えている。第二部では、森林整備と木材産業の振興に向けてこれまで講じた具体的な施策を紹介している。ここでは、第一部における主要テーマについて解説する。

## 政 策

りが減少したとされる。こうした調査を引用しながら白書は、「現代文明は、歴史上地域的に繰り返された森林の減少と環境の悪化という問題に地球規模で直面していると言っている」と警告を鳴らしている。

世界規模での森林減少という危機的状況を地球の課題として提示する一方、日本における現象としては、高度成長期以降森林と日常的に接する機会が減り、木材を積極的に活用してきた生活様式が変化している実態が挙げられる。都市化の進行や林業の衰退で森林を支えてきた山村は衰退しており、「長年にわたって森林の利用と保全の調和を図り、森林の恩恵を末永く受けようとするのが国伝統の森林文化がまさに危機に瀕している」と説明している。

こうした現状を踏まえて白書は、森林は所有者の財産であるだけでなく、多面的機能を発揮する「社会的資本」としての性格を持っていると指摘。現状では森林所有者の努力だけで適切に整備・保全していくことは難しいとして、社会全体で幅広く整備・保全に取り組む必要性を強調した。

## ◆温室効果ガス削減に課題

〔森林の多面的機能の持続的な発揮に向けた整備と保全〕

森林の持つ機能については、日本学術会議が平成十三年にまとめた農林水産大臣への答申「地球環境・人間環境にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について」の中で、生物多様性保全機能、二酸化炭

素の吸収や化石燃料の代替による地球温暖化の緩和、土壌表面侵食防止などの土砂災害防止機能、洪水緩和などの水源かん養機能、気候緩和や大気浄化などの快適環境形成機能、行楽や保養などの保健・レクリエーション機能、景観や教育などの文化機能、木材や食料などの物質生産機能を挙げています。

政府は、平成十三年十月に閣議決定した森林・林業基本計画において、森林が持つべき機能に応じて、水源かん養機能の発揮を重点とする「水土保全林」、優れた景観を形成する「森林と人との共生林」、木材資源の循環利用を図る「資源の循環利用林」の三種に区分けし、森林施策を効果的に推進していく方針を掲げた。とくに、部分的な伐採と植栽により異なる林齢や種類の異なる樹木を形成する「育成複層林」は水源かん養や土砂流出防止に有効なため森林に占める割合を段階的に増やしていくことを目標にしている。

こうした森林の持つ多面的機能のうち、今後国際的に大きな課題となるのが、に掲げた温室効果ガスの排出削減だ。「気候変動に関する国際連合枠組条約」(気候変動枠組条約)の第三回締約国会議で採択された京都議定書において、日本の二酸化炭素などの温室効果ガス削減目標は一九九〇年の基準年排出量比六六%が義務付けられた。その後第六回締約国会議再開会合において、日本に同三・九%を上限とする森林吸収量が認められた。これは二酸化炭素換

算で四七六七万トン程度となり、森林業基本計画を達成すれば、確保できる数字だとしている。

しかし白書は、これまでの森林の整備水準では三・九%の適用上限値を達成できない恐れがあるとも指摘している。林野庁によると、平成十年から十二年の三年間の平均値程度の整備水準で推移した場合、森林吸収量は二・九%程度(二酸化炭素換算で約三五〇万トン)にとどまるとみられる。このため林野庁は、「地球温暖化防止森林吸収源十力年対策」をとりまとめ、健全な森林の整備、保安林等の適切な管理・保全等の推進、国民参加の森林づくり等の推進、木材及び木質バイオマス利用の四項目を強力に推進することが必要だと指摘した。林野庁は環境省と共同で温暖化防止のための森林政策について検討を進めており、平成十四年六月をめどに十力年対策をとりまとめ、平成十五年度から重点的に取り組む方針だ。

## ◆依然厳しい林業経営

〔林業の健全な発展を目指して〕

戦後から昭和四十年代まで達成された人工林資源は主伐可能な時期を迎えており、森林資源は量的には着実に増加している。このため林業は、造成から健全な状態に保ちながら活用する段階へ移行する時期に来ている。しかし、木材価格の低迷や担い手不足などから、木材としての利用を想定している人工林が利用されずに放置され、森林が荒廃するこ

とが懸念されているのが現状だ。国内林業は依然厳しい状況にある。国内の木材価格は昭和十五年をピークに下落を続けており、林業所得も低下傾向に歯止めが掛かっていない。平成十二年には林家一戸当たりの林業所得は二六万円にまで減少し、また保有山林面積は五・六ヘクタールと零細なままだ。パブル崩壊の影響により会社による森林の取得も鈍っているという。

厳しい林業経営を反映し、会社勤めを主とする林家が過去四〇年間で五%から四〇%にまで増加している。また、都市化の進行とそれに伴う山村の過疎化に伴い、山林所有者が居住していない「不在村森林所有者」の増加も大きな課題となっている。山林面積で見た場合には、不在村森林所有者の保有山林面積は全体の約二〇%に当たる九八万ヘクタールに上る。また林家の高齢化も大きな課題だ。

白書は、林家の高齢化や不在村化が進むことで、今後一層森林の荒廃が進むことに懸念を示し、意欲ある林家や林業事業者を主体として林業生産を集約することが重要になっていると指摘する。中でも、代表的な林業事業者である森林組合の経営基盤強化が必要だとしている。

平成十三年七月の森林法改正により、林業経営を行う者が山林所有者に代わって森林施設計画を作ることができるようになった。不在村所有者に代わって意欲的な林業事業者が小規模な森林をひとまとめにするこ

政 策

とで、生産性の高い施策を実施することが期待されている。

一方、林業労働をめぐる新たな動きとしては、林家が減少・高齢化する一方で二〇代の若年世代を中心に新規就業が増えていることが挙げられる。平成十二年度の林業事業体への新規就業者は二、三一人となった。雇用条件や仕事内容の厳しさから数年以内に離職する例もみられ、定着率は七、八割程度という。白書は、林業作業に関する技能習得機会の確保や、求人情報ネットワークの整備などが林業労働力獲得のために重要だとしている。

◆木材需要掘り起こしが課題

「木材の供給と利用の確保」 日本の木材総需要は平成十二年で約一億一〇〇万立方メートル。住宅分野が大口需要だ。しかし、長引く低迷で新設住宅着工戸数は減少すると見込まれ、他分野での木材需要の掘り起こしが課題となっている。一方、木材供給のうち約八割は外材で、増加傾向にある。白書は、木材輸入にはコンテナ船による輸送などで国産材の四〇倍のエネルギーが消費されていると指摘し、地球規模での温暖化防止の観点からも国産材の活用を

考慮することが必要だと提言した。

森林・林業基本計画では、現在一〇〇〇万立方メートルの木材生産を、平成二十二年には二五〇〇万立方メートルにまで引き上げられることを目標に掲げている。これに伴い、学校舎など公共建築物への木材利用の推進や健康志向にマッチした木材製品の開発などが課題となる。

このほか、製材工場や林地の残材のうち半分が未利用である実態を示し、化石燃料に代替するエネルギーとして木質バイオマスの利用を推進することが必要だと指摘している。

(時事通信社 梅澤幸治)

市町村長特別セミナー 受講者募集中

シンポジウム 構造改革と地方財政

コーディネーター

東京大学経済学部教授

神野 直彦氏

パネリスト

立教大学経済学部教授

池上 岳彦氏

関西学院大学大学院経済学研究科教授

小西砂千夫氏

東京大学大学院経済学研究科教授

持田 信樹氏

三重県伊勢市長

水谷 光男氏

総務省自治財政局交付税課長

岡本 全勝氏

アドバイザー

ライフ・イエンセン氏

講演とシンポジウムは日英同時通訳付き

八月二日(金)

講演「21世紀をどう読むか イギリス・繁栄のあとさき」

大阪大学大学院文学研究科教授

川北 稔氏

講演「中国古典に見るリーダーシップ」(仮題)

中国文学者

守屋 洋氏

三、参加費 一〇、〇〇〇円

(研修費、宿泊費等一切を含みます)

四、申込及び問合せ先

全国市町村国際文化研修所教務課

〒五二〇〇一〇六

滋賀県大津市唐崎二丁目十三番一号

TEL 〇七七 五七八 五九三三

FAX 〇七七 五七八 五九〇六

五、申込期限

平成十四年七月十日(水)

研修概要は、ホームページでもご覧になれます。

アドレスはhttp://www.jiam.jp/ホ。

新刊紹介

「どうする故郷 市町村合併と地域自治充実の関門」

(社)徳島地方自治研究所

「地域社会のぬくもりを、どう残せるのだろうか」 合併の善し悪しは、住民参画による「小さな自治」の創出にかかっている、という本書は、本年三月に徳島市内で開催された大森彌千葉大学教授の講演「市町村合併と地域自治の充実」の模様を質疑応答も含めた形で収録したものの。講演の中で、大森教授は、小規模自治体の将来像に関する今後の議論への留意とともに、合併後の地域自治の充実方策として、「地域審議会」導入の有効性を掲げている。「地域審議会」は、現行の市町村合併特例法では、期限付きの暫定的性格という位置づけにとどまっているが、これを、恒久的な住民参加組織として条例で定めることの必要性について、その条件や留意点を指摘しつつ述べている。

このほか、アンケートによる徳島県内四十六町村長の意識を紹介するなど、合併の選択のみならず、地域自治の充実をいかに図るか、その具体的な方策の提示を試みる本書は、困難な課題に直面している町村関係者の一助となるであろう。

(A5判・七十五頁)

本書は、希望者への実費頒布(送料込一部五百円)となっており、注文、問合わせは左記まで。

社団法人徳島地方自治研究所

電話 〇八八 六五五 八一六四

FAX 〇八八 六五五 七八一八

E-mail: K39jichiken@ubcnet.or.jp

一、日時  
平成十四年八月二日(木)  
十二時四十五分開講  
二日(金)  
十二時十五分開講  
二、内容  
八月一日(木)  
講演「構造改革と地方財政」  
OECD租税・行政センター管理  
広報部長 ライフ・イエンセン氏

フォーラム

平成13年度 優良情報化団体総務大臣表彰

# 現地レポート

## 「情報の過疎だけはしたくない」

情報化の町をめざして  
～それは県内初の試みだった～

岡山県 あさひ ちょう  
**旭 町**



小学校での授業風景

岡山情報ハイウェイは、低料金・高速で二四時間いつでもインターネットが使える環境を提供するために県が主体で整備している

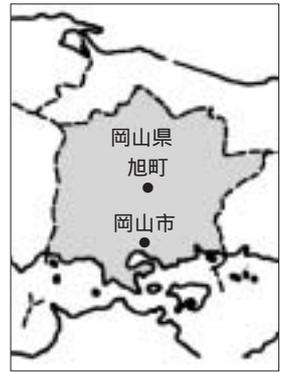
岡山県は日本で一番の情報先進地です。それは県が進めている事業「岡山情報ハイウェイ構想」があるから。

### 情報過疎への危機感

このような背景のため、大企業等の進出もなく働く場所が無いために若者が転出していく過疎の町となっております。

### はじめに

旭町は、岡山県のほぼ中央に位置し旭川ダムを有する自然の豊かな町です。



IT講習会の様子

また、町民の間にもインターネットという新しい「メディア」が言葉としては浸透してきつつあり、町内のパソコン教室なども、小学生から高齢者までインターネット体験研修の希望が出て

す。

「情報の高速道路」です。しかし、岡山情報ハイウェイの敷設は県内の主要道路沿いで旭町から一番近い接続点までは二〇kmもあり、接続するための経費を考えると旭町の財政力では非常に難しい事でした。

主要道路沿いの市町村が岡山情報ハイウェイに接続していく中で、旭町は情報ハイウェイへの接続ができない。これは旭町が情報過疎の町になることを意味します。

フォーラム

IT講習会の様子



このような、国内・県内の情勢と、町民の意識の変容を機敏に感じ取り、同時に中山間地域の地理的ハンディキャップを解消するためには岡山情報ハイウェイへの接続は必須でした。

「与えられたインフラ」ではなく「求めて作るインフラ」へ

旭町まで来ないのなら、こっちから行く。専用線を町独自で敷こう。岡山県では初めてとなるこの試みを計画している中で郵政省（現在は総務省）の「地域インターネット導入促進基盤整備事業」が平成十一年十一月に県を通して通知されました。

内容は、伝送路の敷設、保健・

福祉・医療関係とのネットワーク、さらには町民相互の情報通信等、平成八年度から始まった「岡山情報ハイウェイ構想」の実験に旭町が参加し、活動をしてきた中で出てきた理想を実現するための全てがその中であつたのです。この事業を要望しよう、そして実現しよう、事業内容は直ぐに決まりました。

ワーキンググループ「かぐや姫」

旭町のIT化を進める上で不可欠なもの、それはワーキンググループ「かぐや姫」の存在です。「かぐや姫」は町有志で結成されている旭町高度情報化推進グループ。町のホームページを作成したり、教育委員会主催のパソコン教室で指導したりと、町の情報化を平成八年度から進めてきました。

旭町が「岡山情報ハイウェイ構想」の実験に参加した時には中心となって活躍し、実験サーバーの立ち上げ、保守・運営と全てをボランティアで行い、町に情報ハイウェイ接続の必要性を熱心に説明してきました。

旭町における情報化は行政機関が進めたのではなくワーキンググループ「かぐや姫」なのです。

これらの活動を生かすべく、か

ぐや姫の呼び掛けにより平成十一年四月に旭町高度情報化推進委員会が設立され、本格的な町の情報化への準備が進められました。高度情報化推進委員会は青野町

長を始め、町内各種団体の長が組織している会です。それとは別に専門的な知識が必要な業務を行うために高度情報化研究委員会も設立。役場内の若手職員が中心となつて研究委員となり、さらにかぐや姫の方に助言者、指導者として参加してもらいました。これまでもかぐや姫で培われた技術と知識、そして実績を裏付けに、役場

が大きく変ぼうするため、日夜手助けをしてもらっています。このように行政機関のみならず、町内の事業所、各種団体の長



ワーキンググループ「かぐや姫」のメンバー

をもつて組織し、町全体で高度情報化について協議する官民一体となったシステムの形成が情報化をスムーズに進める上で非常に有効だと痛感しています。

そして、役場を中心としたネットワークを築く事が決定され、診療所、デイサービスセンター、保健センターを役場と光ケーブルで接続することになりました。ただし、肝心な事が残っています。それは各家庭との接続でした。

そして家庭へ「町営プロバイダー構想」

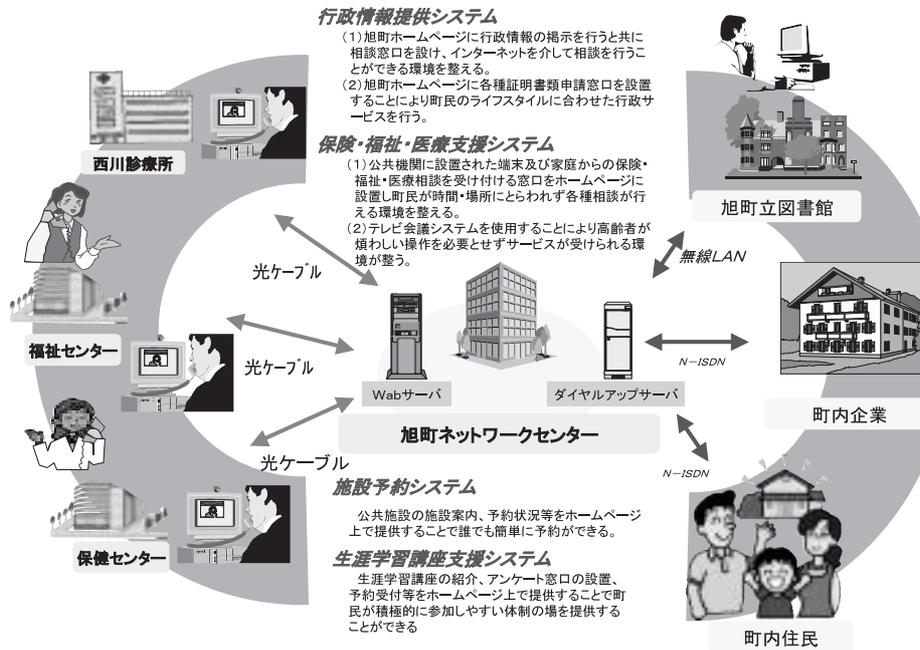
県中央の山間部に位置し、人口四千人足らずというプロバイダーにとつてコストと採算が釣り合わない町。そのため旭町市内通話エリア内にアクセスポイントを置くプロバイダーは最近までありませんでした。

インターネットを利用する町民の多くは割高な市外通話料金を支払い津山市などの接続業者にアクセスしなければならず利用者数は横這い状態でした。

せっかく国の事業を受け旭町自体でサーバーの保有・情報発信ができるようになるのだから、少しでも町民の負担を減らしたい。市内通話料金でインターネットを利用してもらいたい。出来ることな

フォーラム

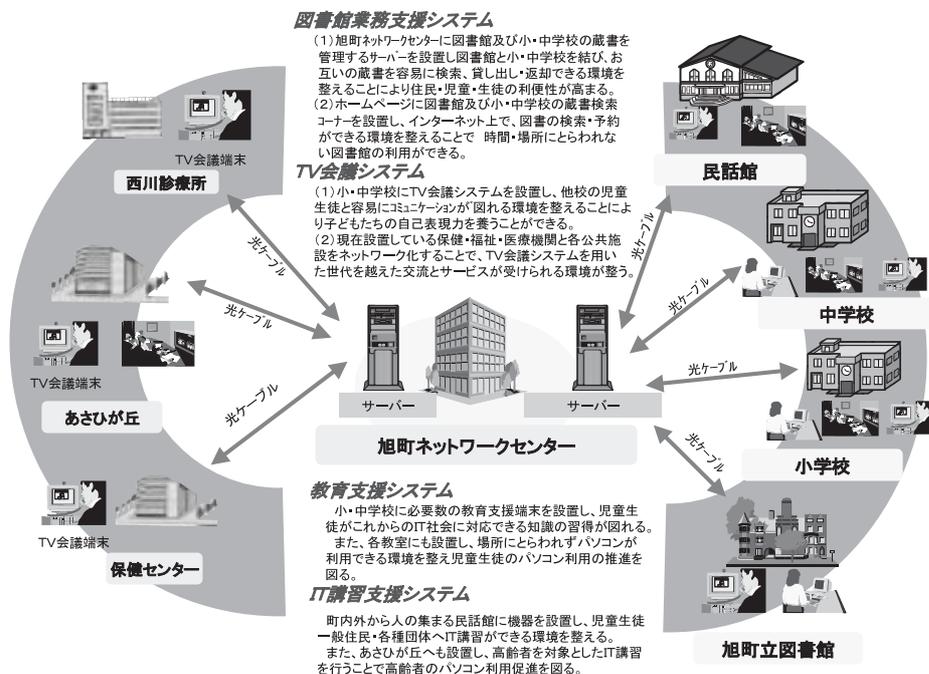
旭町地域インターネットのイメージ



らプロバイダーへの加入料まで軽減したい。これを実現するために旭町では全国的にも珍しい「町が主体となったプロバイダー業務（インターネット接続サービス）」を行う事にしました。それには「一般第二種電気通信事業者」の許

が必要でした。中国電気通信監理局にどのように申請すれば良いか問い合わせ、又協力を頂き旭町で無事許可を取得する事が出来ました。このサービスが町民に無料で提供され、市内通話料金だけでインターネットが利用できる環境

旭町地域イントラネットのイメージ



旭町地域ネットワーク

が整ったわけです。

平成十一年度に地域インターネット導入促進基盤整備事業により役場と岡山情報ハイウェイ、診療所、福祉の里あさひが丘、保健センターとを光ケーブルで接続しました。基幹幹線と保健・福祉・医療機関とを高速ネットワーク化したことによりTV会議システムを利用した町民サービスが可能となりました。診療所からの問診ヘルパー等への相談もディスプレイ

## フォーラム

センター(福祉の里あさひが丘)から行えるようになったのです。さらに、平成十二年度で「地域イントラネット基盤整備事業」に取り組み、体験施設、図書館、小中学校とを光ケーブルで結びました。

これで、行政機関・保健・福祉・医療・公共施設・教育分野と全ての施設において高速大容量の回線が利用出来るようになり、岡山情報ハイウェイへ接続しているメリットを生かした他町村との交流が生まれています。

## おわりに

全ての事業終了は平成十三年十月で完了しました。

各施設に設置した住民開放端末・TV会議システム・教育支援システムは非常に好評で毎日のように、町民・児童・生徒がインターネットを利用しています。

プロバイダーサービスは平成十四年四月末現在で二四〇世帯(町全体で一、一九五戸 二〇・%)とかなりの世帯がインターネットサービスを利用しています。

そしてさらに普及率を伸ばすために町民への広報・講習会はもちろんです。インターネットを利用すれば「こんなに便利」と思ってもらえるサービスを民間と町と

が一体となって考えて行くことが大切だと考えております。例えば「役場で行っているサービスの大半がインターネットを通して出来る」つまり「IT役場」が実現すれば交通の便を持たない高齢者、町外へ通勤している町民の利用が伸びていくのではないのでしょうか。

そしてCATV等の進出が望めない旭町で「Last One Mile」を実現するため全力で取り組んでいきたいと思えます。

青野義昭町長が就任後にこう言いました。「人口の過疎はまだしも、情報の過疎だけは防ぎたい、情報が世界を支配している以上避けては通れない」。正にそのとおりです、地理的ハンディキャップを埋めるためには情報化への取り組みは非常に重要な事です。

最後に、ハード面の整備を進めるのも大事ですが一番肝心なのはそれを利用した町民サービスです、民間と行政とが一体となったあくなき情報化への挑戦は今始まったばかりなのです。

旭町企画情報課主査  
前田有輝

## サマージャンボ宝くじが1枚300円で発売!

※発売期間 平成14年7月22日(月)  
～8月9日(金)

※抽せん日 平成14年8月20日(火)

**1等・前後賞合わせて3億円!**

**2等も1億円! 億万長者が172人!**

1等 2億円×43本/前後賞各 5,000万円

2等 1億円×129本

**当たり実感のある少額賞金が大幅に増加!**

4等 10万円×4,300本

5等 1万円×860,000本

6等 3,000円×4,300,000本

ラッキーレジャー賞 50万円×430本

サマージャンボ宝くじの収益金は、各都道府県市町村振興協会を通じて全国の市区町村の災害対策や明るく住みよい街づくりなどに使われます。



(この写真は平成14年度のポスターの図柄です)

財団法人 **全国市町村振興協会**

〒102-0083 東京都千代田区麹町4-3-3

電話 03-3237-9741

情 報

カプセル Now & New

「子どもの権利条例」 北海道 奈井江町

町は、子どもを「大人」ともに社会を構成するパートナー」と位置付けた上で、子どもの「生きる」「育つ」「守られる」「参加する」権利の保障を強調した、「子どもの権利条例」を施行した。条例では町に対し、「子ども会議」「救済委員会」の設置を規定している。

談合防止に損害賠償 青森県 大畑町

町発注の土木工事などでの談合を防ぐため町は、契約後に談合が判明した場合、契約額の10~20%を業者に請求する損害賠償請求制度などの導入を検討している。また、広報誌での入札結果の公表や談合対策マニュアルの策定などにも取り組む。談合防止に努めていく。

ファミリフレンドリー 茨城県 玉造町

町は、少子化対策の一環として、福祉課内に子育て支援センター「ファミリフレンドリーシステム」を新設した。子育て事業の総合的な支援体制を確立していくのがねらいで、親への育児教育や育児に関する悩みの受け付け、安心して遊べる場所の提供などに取り組んでいる。

里山を貸し出す 山梨県 上野原町

町は、あまり利用されていない町内の民間所有の里山を、町

が仲介して貸し出す事業を実施した。里山では木工作り、森林浴が楽しめるほか、炭焼き体験などのイベントにも取り組んでいく。利用者が草木の下刈りなどを行うことで、山が保全される効果が期待されている。

学校給食に地元産 新潟県 京ヶ瀬村

村は、村内の全小中学校四校の米飯給食に地元産コシヒカリを導入している。地元産の振興とともに、地域農業や食文化に対する児童・生徒の理解を深めていくのがねらい。地元産米は、学校給食用米に比べ割高になるが、村とJ A京ヶ瀬支店で負担している。

電子町政 福井県 丸岡町

町は、文書管理、電子決裁、財務会計、人事情報、給与計算のシステムをネットワークに乗せ、パソコン上で処理する電子町政総合システムをスタートさせた。決裁では書類への押印を廃止しパソコン上で処理。住民等からの申請や届け出書類モニターネットで受け付ける。

「暴走行為防止に関する長野県条例」を制定 四賀村

村は、暴走行為を根絶するための施策の推進を村の責務とした。暴走行為防止に関する条例を制定した。変形ハンドルなど暴走行為を助長する恐れのある部品を販売しないことや違法改造車へ燃料を販売しないことを事業者の努力規定として明記し

ている。

沖繩の長寿の村への短期移住を計画 山岡町

冬の寒さが厳しい町は、町内の六十五歳以上の高齢者に、冬季の一月程度、温暖な沖繩県に移住してもらう計画を進めている。移住先は九十歳以上の高齢者が八十人を超える長寿の村大宜味村を想定しており、現地の人と交流を重ねながら生活し、長寿の秘訣を学んでもらう。

「花」よみを制定 静岡県 伊豆長岡町

町は、花いっぱい運動の一環として、伊豆長岡町「花」よみを制定した。各月の花をひとつずつ決め、その月に咲く花の苗や球根を希望する町民や団体に配り、町内が「花」よみ、どおりの花で埋めつくされる美しい景観づくりを進めていく。

全世帯にCATVを 愛知県 豊山町

町は平成十二年の東海豪雨で町民に避難情報が十分に伝わらなかつたことを教訓に、CATV会社と提携し、町内の全世帯と全事業所にCATVを接続する事業に着手する。工事は平成十五年度までに終える予定で、新設する専門チャンネルで非常時に災害情報を伝えていく。

新たな特産品開発 奈良県 東吉野村

東吉野村商工会は、県や村の補助金を受けて新たな特産品の開発を進めている。昨年度は村

民からアイデアを募集し、おいしい水を使ったみそ、そばなどのアイデアが寄せられた。今年度は特産品の試作と観光資源の調査を進め、来年度はPRと販路の開拓に力を入れていく。

福祉タクシー 岡山県 真備町

町では、昨年度から高齢者や障害者を対象に実施している福祉タクシー助成制度が好評を博している。制度は、申請者に二十四枚つづりのタクシーチケット（一枚が初乗り料金四一〇円分に相当）を配布するもので、今年度も引き続き実施している。

「うみがめ課」を新設 福岡県 津屋崎町

アカウミガメの産卵地がある町は、希少動物の保護などを担当する「うみがめ課」を新設した。環境整備課を改組して新設したもので、ウミガメの保護については地域のボランティア団体との連携事業や住民への広報・啓発活動に取り組む。保護条例も制定した。

市場関係者と生産農家の交流を促進 鹿児島県 東串良町

町は、都市・農村交流活性化促進協議会を設立し、町特産のピーマンやキュウリの主な出荷先の東京、名古屋、大阪、広島、福岡の量販店のバイヤーや仲卸業者などを町に招き、生産農家との交流会や生産現場の視察などを実施した。

カプセル Now & New

情 報

町村週報主要索引

平成十三年二月～平成十四年五月  
一三三八号～一三三九号

活動

全国町村会定期総会開く

一三三八六 (2)

地方自治法等の一部改正法案早期成  
立に要望 全国町村会

一三三八六 (11)

平成十二年度町村有物件災害共済事  
業の概要報告

一三三八七 (5)

平成十二年度町村職員生協火災・自  
動車共済事業の概要報告

一三三八八 (12)

山本会長 地方分権改革推進会議で  
意見 全国町村会

一三三九四 (2)

改正自治法成立で山本会長が自民党  
幹部を訪問

一三三九五 (6)

介護保険制度に関する緊急要望 全  
国町村会

一三三九八 (2)

税源移譲に対する全国町村会会長談話

一三三九九 (6)

政策

中山間地域党直接支払制度の取り組  
み状況

一三三八七 (2)

農山村振興の基本的方向に関する報  
告書 農山村振興研究会

一三三八八 (2)

地財規模が初の一・九%減に 平成  
十四年度地方財政計画「解説」

一三三八九 (2)

地方交付税法改正法案を閣議決定

一三三九〇 (2)

公債費負担比率、依然過去最高

「平成十二年度市町村決算の概況  
一三三九一 (2)

地方公共団体による公的個人認証  
サービスのあり方で報告書 総務省

一三三九一 (5)

地域福祉計画策定指針の在り方 厚  
生労働省

一三三九二 (2)

平成十三年度文部科学白書の概要

一三三九二 (5)

「国民への説明、不十分」と公共事業  
を反省 平成十三年度国土交通白書

一三三九三 (2)

(解説) 農林水産省における地方とのコミュ  
ニケーションの推進について

一三三九四 (6)

借入金残高が一八一兆円に拡大 平  
成十四年版地方財政白書(解説)

一三三九五 (2)

地方自治法等の一部改正法が成立

一三三九五 (5)

ITが拓く地域社会の発展可能性 内  
閣府調査

一三三九六 (2)

公共施設の耐震化に関する報告書ま  
とまる 総務省

一三三九六 (5)

「食」と「農」の再生プランを公表  
農林水産省

一三三九七 (2)

有事三法案を閣議決定

一三三九七 (5)

平成十三年度国民生活白書のあらま  
し

一三三九七 (9)

市町村における介護保険の実施状況  
について 厚生労働省

一三三九八 (3)

男女共同参画会議・影響調査専門調  
査会が中間報告を公表

一三三九九 (2)

片山総務大臣が税源移譲について試

案を発表 一三三九九 (6)

随 想

東海道宿駅四〇〇年祭と岡部宿大旅  
籠柏屋 静岡岡部町長

一三三八六 (12)

慈父慈母なる山々 広島県佐伯町長  
正木 完 一三三八七 (8)

メタセコイアの町 香川県三木町長  
石原 收 一三三八八 (15)

出会いの縁で結ばれた国際親善交流  
秋田県町村会長・上小阿仁村長  
北林孝一 一三三八九 (10)

地域資源を活用して 三重県勢和村  
長 林 道郎 一三三九〇 (11)

万葉のふるさと町づくり 鳥取県町  
村会長・国府町長 木村 肇 一三三九一 (10)

先人に学んで今日を創る 長崎県芦  
辺町長 大皿川恵 一三三九二 (10)

変革の時を迎えて 先人達の努力を  
思う 山口県福栄村長 末長 昇 一三三九三 (10)

伊予路に春を呼ぶ 愛媛県町村会  
長・双海町長 丸山勇三 一三三九四 (10)

牛海綿状脳症の発生に思う 北海道  
佐呂間町長 堀 次郎 一三三九五 (11)

名水と海洋深層水のまち 富山県入  
善町長 米澤政明 一三三九六 (10)

歴史を大切に 茨城県藤代町長  
小林靖男 一三三九六 (14)

自然と文化つつまれて 佐賀県基山  
町長 天本種美 一三三九八 (10)

姫街道四〇〇年祭と垂井宿 岐阜県  
町村会長・垂井町長 田中幸雄 一三三九八 (11)

フォーラム

人と牛と草原が共生する 地球にや  
さしいむら づくり

一三三八九 (5)

上流文化圏構想の推進  
山梨県早川町 一三三九〇 (5)

めざめる町。福岡。ベトナム  
からリビングタウンへ

一三三九三 (6)

福岡県福岡町 一三三九三 (6)

みんなて創ろう のんびり楽しい田  
舎人天国

一三三九五 (8)

兵庫県神埼町 一三三九五 (8)

めざすは、木曾漆器ルネッサンス  
長野県檜川村 一三三九八 (6)

夢はオリンピック公式種目  
北海道壮瞥町 一三三九九 (7)

情 報

都道府県町村会情報化推進協議会が  
活力自治体フェアに出展

一三三八七 (9)

町村週報主要索引(平成十三年十月  
～平成十四年一月) 一三三八七 (10)

都道府県別市町村数(平成十四年四  
月一日現在) 一三三九三 (9)

新任都道府県町村会長の略歴(高知  
県) 一三三九四 (9)

新任都道府県町村会長の略歴(香川  
県) 一三三九八 (5)

新任都道府県町村会長の略歴(栃木  
県) 一三三九九 (5)

カプセルNOW&NEW

一三三八六～一三三九二・一三三九四・  
一三三九六～一三三九九

政策リーダー

一三三八六～一三三九九

随 想

大地震災害を体験して

随 想



東京都長 村 芳 出川 長 芳

東京から太平洋上を南に一五〇キロメートル、伊豆諸島のほぼ中央に位置し、ミレニアムの夏に大地震災害を被った新島村長です。

災害の際には全国のみなさんから心温まるお見舞いと激励を賜り誠にありがとうございました。友島三宅島の方々は一年半経過しても帰島で



富士見峠からの展望

まずご苦労されていますが、その他の島々では復旧復興が急ピッチで進められている。バブルがはじけたあとの日本経済は二十一世紀を迎えて成長と集中神話が崩壊し、失業率が五パーセントを超え、進化のプロセスだけでは説明できない先行き不透明な社会構造となり、時代の恐怖となっている。

その一方では便利と快楽を追い求め、腹を空かしてから食べるという辛抱を忘れる世相が続く、科学の進歩にどっぴりつかって暮らしてきたが、ある日当然大地震災害にみまわれた。二十世紀最後の夏、三宅島の噴火災害に始まった地震は七月一日に神津島に飛び火し大災害をもたらした。地震から五日後に船を仕立て神津島に渡った。

山々が大崩落し島民は競々として落ち着きを失い大災害の恐ろしさに唖然とした。目を底に落とし指揮揮

れた山下村長の手を握って激励し帰島したが、正直なところその時点で地震はもう終息したものと判断した。ところがそれから十日後の七月十五日の朝、新島近海を震源とする震度六弱の大地震が発生し、その後約一ヶ月間震度一以上の地震が約三五〇〇回発生し、島は時かまわず揺れ続け大災害を被った。まさか自分の島に大地震が発生するとはまったく考えていなかった。それ以降、猛暑の中で災害対応に明け暮れたが、発生当初は全住民が連帯と共助の絆で結ばれ地震に立ち向かっていたが、いつになっても「この状態がまだ暫く続くでしょう」の繰り返しコメントしか発表しない気象庁に苛立ち、

鋭先を村長に向けはじめ、「郵便ボストの赤いのも、地震を起こしているのもすべて村長だ」とばかりにお叱りを受けることになった。耐えきれず藁にも掴まる思いで毎朝某テレビが放送する、あなたの今日の運勢を見ると、「牡羊座 信頼していた人に裏切られ、今日も苦しい一日でしょう」とテレビ迄罵倒するのだ。貴重な本誌に過ぎ去った体験を記述するのは適正を欠くが、あえて同僚の町村長さん達に申し上げたいことは、言い尽くされていることだが、どんなに科学が進歩しても天変地異、災害は必ず来襲すると言つことを訴えたいのです。すでに気象庁はまだ発生もしていない地震に「東海地震」と命名しているではないか。

住民に避難勧告を出し一人の犠牲者も出さずに避難所に収容して一息ついた時に、もしも東京近郊で大地震が発生したらどういふことになるのだろうか、と最悪の結果が頭から離れなかった。

秋を迎えて石原東京都知事が自衛隊との合同防災訓練を実施し、その賛否がテレビや新聞で報じられたが、「ノウ」と言った人達は命が惜しくないのだろうかと思った。大災害時には助けてくれる人がたとえどんな人であっても嬉しいと思うのが災害現場だ。平穩な暮らしに甘えることなく時にはもつと危機意識をもつて万が一に備えることが必要だ。

大地震災害に遭遇し貴重な行政体験をしたが、新島村が実施した対応の幾つかを挙げてみた。参考に供していただければ幸甚だ。

- 一、大災害時には広域的支援体制が必要だ。
  - 二、避難住宅に仮設住宅を設置せず、一・五ヶ月間の工期で恒久住宅を設置した。
  - 三、住民とマスコミに対し毎日「災害対策本部からのお知らせ版」を発行し周知と一体化に努めた。
  - 四、義援金は迅速に個人と被害を受けた産業団体に全額分配した。
- 国や東京都の絶大な支援のもとで復旧は急ピッチで進み、一年半後には日本の離島で最大延長の約三キロメートルのトンネルが貫通する。ご支援に対して改めて感謝したい。

# 政策リーダー

# 政策リーダー

地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調査をとまる 総務省

総務省は、二〇〇一年十二月三十一日現在の地方公共団体の長・議員の所属党派別人員調査をとまる。

それによると、都道府県知事は、全員が無所属、市区町村長については、三、二三四人が無所属で党派に属している六人は、すべて自由民主党に属している。

また、このうち女性首長は、知事が前年に比べ一人増の三人、市長が前年と同様で三人、町村長が前年に比べ一人減の四人となった。

都道府県議会議員の合計人数は、二、八五九人のうち自由民主党が最も多い一、三六七人(四七・八%)、次いで無所属の七二三人(二五・三%)、民主党の一九六八(六・九%)、公明党の一九四八(六・八%)、日本共産党の一七五八(六・一%)、社会民主党の八九八(三・一%)等となっている。

市区町村議会議員の合計人数は、五八、四九二人でこのうち、無所属が最も多い四七、三二一人(八〇・九%)を占め、次いで日本共産党の四、二七人(七・二%)、公明党の二、八二四人(四・八%)、自由民主党の二、一八八人(三・六%)、社会民主党の七三〇人(一・二%)、民主党の六八三人(一・二%)等となっている。なお、女性の議員数の内訳は、都道府県では、一六三人(五・七%)前年より四人の増加、市区町村については、三、九八四人(六・八%)で前年より一六一人の増加となった。

## 平成十四年度環境白書まとまる

政府は、このほど平成十四年度環境白書を閣議決定し、公表した。

平成十四年度の環境白書は、社会全体が構造改革に取り組み今こそ、持続可能な社会経済システムに変革する良い機会としてとらえ、本年のテーマを「動き始めた持続可能な社会づくり」としてまとめられている。

第一章では、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムと環境問題の関わりについて考察し、今後、持続可能な社会を実現するにあたり、環境効率性を向上させることの重要性を明らかにしている。

第二章では、持続可能な社会を実現するため、市民・企業・行政の各主体が、さまざまな新しい取組を始めていくことについて、その背景や意識の変化などを考察している。

第三章では、今後の世界経済の成長や人口の増加により、地球規模で環境負荷をより一層高めることが予想されるため、一刻も早く積極的な環境対策に取り組む必要があるとしているとともに、環境対策への取組が、技術革新、雇用創出といった経済上もさまざまな効果をもたらすことを明らかにしている。また、ヨハネスブルクサミットを八月末に控えた今日、地球規模で持続可能性を確保するために、わが国の国際貢献が重要であることなどを報告している。

## 農業法人育成支援法成立

地域農業の担い手となる農業法人の育成を支援するための「農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法」が、五月二十二日に成立した。

この法律における農業法人とは、農事組合法人、合資会社、株式会社又は有限会社であつて、農業を営むものを指し、地域農業の担い手となる農業法人の育成を支援するため、農協系統、地方公共団体等の出資により、農業法人投資育成会社を設立し、この会社が、農業法人に対して自己資本の充実のための投資を行えるように法整備をしたもの。

具体的には、農業法人に対する投資事業を営もうとする投資育成会社は、投資事業に関する事業計画を作成し、農林水産大臣の承認を受けることが出来ることとし、その承認を受けた投資育成会社のうち、農協系統(農協協同組合、農業協同組合連合会、農林中央金庫)及び地方公共団体でその議決権の過半数を有している会社は、農地法の特例として、農業生産法人に投資することが出来るほか、農業協同組合法の特例として、農事組合法人にも投資出来るものとし、さらに、農林漁業金融公庫はその業務の特例として、農業法人に対する民間の投資を補完するため、の承認を受けた投資育成会社に対して出資を行うことが出来る等となっている。